

## 平成29年第1回・西海市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成29年1月26日（木）  
午後2時00分から午後3時30分
2. 開催場所 大瀬戸コミュニティセンター
3. 委員定数 条例定数31人 現委員31人
4. 出席委員（27人）

|      |      |    |     |      |    |     |      |    |    |
|------|------|----|-----|------|----|-----|------|----|----|
| 会 長  | 1 番  | 岩崎 | 信一郎 |      |    |     |      |    |    |
| 会長代理 | 2 番  | 麻生 | 克典  |      |    |     |      |    |    |
| 委 員  | 3 番  | 岸本 | 六郎  | 4 番  | 浦口 | 大輔  | 5 番  | 今村 | 和人 |
|      | 6 番  | 岳野 | 一敏  | 8 番  | 山口 | 美幸  | 9 番  | 郡  | 勝壽 |
|      | 10 番 | 辻尾 | 政幸  | 11 番 | 松本 | 千代治 | 12 番 | 竹尾 | 久人 |
|      | 13 番 | 高野 | 和美  | 14 番 | 山口 | 孝生  | 16 番 | 山下 | 裕史 |
|      | 17 番 | 内海 | 輝次  | 18 番 | 辻山 | 保美  | 20 番 | 山脇 | 初良 |
|      | 21 番 | 澤田 | 馨   | 22 番 | 牛水 | 司   | 23 番 | 宮原 | 信明 |
|      | 24 番 | 熊野 | 三次  | 25 番 | 朝長 | 久夫  | 26 番 | 山添 | 満之 |
|      | 27 番 | 平野 | 安雄  | 28 番 | 福田 | 務   | 30 番 | 井田 | 初美 |
|      | 31 番 | 田中 | 初治  |      |    |     |      |    |    |
5. 欠席委員（4人）

|  |      |     |    |      |    |    |      |   |    |
|--|------|-----|----|------|----|----|------|---|----|
|  | 7 番  | 太田  | 尚臣 | 15 番 | 木本 | 安仁 | 19 番 | 辻 | 良人 |
|  | 29 番 | 大久保 | 和博 |      |    |    |      |   |    |
6. 議事日程
  - 第1 議事録署名委員の指名
  - 第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
  - 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
  - 議案第3号 農用地利用集積計画の決定について
  - 議案第4号 農地中間管理事業利用配分計画（案）に関する意見について
  - 議案第5号 非農地通知の対象とするものの決定について

報告事項

  - ・農地改良等届出に係る工期の延期届けについて
7. 事務局 事務局長：中村正且 局長補佐：神浦真吾 主査：山口智貴
8. 会議の概要  
事務局 只今から平成29年西海市農業委員会第1回総会を開会いたします。本日、7番：太田委員、15番：木本委員、19番：辻委員、29番：大久保委員より欠席の旨通告がありましたのでご報告いたし

ます。

出席委員は在任委員 31 名中 27 名で、定足数に達しておりますので総会は成立しております。

それでは、西海市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることになっておりますので、以降の議事の進行は岩崎会長にお願いいたします。

議長 これより議事に入ります。まず日程第 1 の議事録署名委員の指名を行います。西海市農業委員会会議規則第 20 条第 2 項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

《異議なしの声あり》

議長 今回の議事録署名委員は、10 番辻尾委員、11 番松本委員にお願いいたします。

議長 それでは、審議に入りますが議事進行上、発言される際は挙手をし、議長の許可を受けてから氏名を告げて発言をお願いします。

審議に入る前に議案の追加について事務局より提案があるようですので説明を求めたいと思います。

事務局 本日配布しました追加議案の議案第 6 号について説明します。本件は議案配布後、議案第 1 号の確認で 28 番福田委員の現地確認の際に、申請物件の 6 件のうちに過去に農地法 3 条の許可を受けている物件が 2 件あることが判明し、対応について相談を受けました。事務局内で協議し許可の重複交付は出来ないと判断し、関係者に事情の確認を行い、第 1 号議案の取り扱いについて、検討をおこなっていたところ、過去に許可を受けた方々から「農地法第 3 条の許可証」の返還と「農地法第 3 条の規定による許可処分の取消願」提出がそれぞれの方からありましたので、対応としまして、第 6 号議案「農地法第 3 条の規定による許可処分の取消願について」を追加議案として提案し、第 6 号議案が審議終了した後に、第 1 号議案の農地法第 3 条の規定による許可申請について審議するという判断をいたしました。したがってまず、議案第 6 号「農地法第 3 条の許可処分の取消願」の審議を行い、その後に、議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」の審議をお願いしたいというものであります。

議長 ただいま議案第 6 号の追加について説明がありました。  
議案第 6 号の追加及び先行して審議することについて意見を求めます。

《異議なしの声あり》

議 長

「異議なし」と認めます。

それでは、議案第6号「農地法第3条の規定による許可処分の取消願」について事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは、本日配布の追加議案について説明します。「議案第6号農地法第3条の規定による許可処分の取消願について」を説明します。資料は1頁です。別紙のとおり「農地法第3条の規定による許可処分の取消願」の提出があったので審議を求めるものです。本件は昭和59年1月31日に西海町農業委員会から受けていた農地法第3条の許可について、所有権移転登記が出来ないまま現在にいたっていたことが判明したため、過去の許可について取り下げるといふというものです。内容につきましては、本日配布した追加議案の2・3頁となります。対象になる農地につきましては、1番が西海町天久保郷■■■■畑・1筆・171㎡、2番が同所の畑・1筆・564㎡となっています。譲り渡し人、譲り受け人の住所・氏名等の内容につきましては、議案書に記載したとおりです。取り消し理由につきましては、「所有権移転登記ができなかったため」ということです。事務局からの説明は以上です。

議 長

それでは補足説明を担当委員をお願いします。

28番

昭和59年当事に許可を受けたが、当事者間で所有権移転登記が出来ずにいた。今回の申請に伴い許可を受けたままということが判明し、関係者間で協議調整を行った結果、関係者から過去の許可処分について取消の申請と許可証を返還することで合意形成がなされました。

また、今回の農地法第3条の許可申請で許可された場合、所有権移転の登記をした後に関係者の間で調整を行うと聞いております。

議 長

ただ今議案第6号の1番と2番について説明がありました。

これより質疑に入ります。

皆さんから何かご意見等ございませんか。

《なしの声あり》

議 長

ないようでしたら、本案について承認することにご異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議 長

「異議なし」と認めます。

よって、議案第6号「農地法第3条の規定による許可処分の取消願」

については、申請どおり承認することに決定いたします。

議 長 次に議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。  
事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を説明します。

それでは「1番」について説明いたします。資料は2頁です。所在が西海町天久保郷■■■■■、計6筆、1,917㎡の申請となっています。各筆毎の地番・面積・現況等の内容、譲り渡し人・譲り受け人に関する事項、譲り受け人の農機具の保有状況については議案書記載のとおりです。申請事由としまして「譲り受け人の自宅付近に存在する申請地について、所有権移転（売買）の申し出を行い合意したことから権利移転（売買）を行うもの」というものです。権利種別は所有権移転「売買」となっています。

農地法第3条第2項の不許可事項の該当非該当の区分ですが、第2号、第3号、第5号、第6号につきましてははすべて非該当となっています。

関係資料は3頁から8頁までで、3頁に位置図、4頁に付近状況図を添付しております。申請地から約400mのところに譲り受け人の自宅があり徒歩5分以内に耕作地へいける状況です。5頁は字図で、黄色に塗られている①から⑥が申請地です。6頁は航空写真、7・8頁は現況写真となっています。現況のまま樹園地（みかん）、普通畑として利用したいとのことです。

農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしていると考えます。

事務局からの説明は以上です。

議 長 それでは補足説明を担当委員をお願いします。

28番 譲り受け人の自宅が手狭となり、宅地を探していたところ、近所の宅地について譲渡しても良いという方がおられ、話を進めていく中で、譲り渡し人は他市町村に居住しておられ、帰ってくる予定もないので、農地も併せて受けてほしい旨の申し入れがあって今回の許可申請となったとのことでした。譲り受け人は真面目で熱心な方で特に問題はないと思いますのでご審議方よろしくをお願いします。

議 長 ただ今議案第1号の1番について説明がありました。  
これより質疑に入ります。



2 番 申請地は周囲を家屋で囲まれておりますが、被害防除計画にも記載されているとおり、建物の高さを加減し、屋根に勾配を付ける等により隣接地の日照等は妨げないということでした。排水計画もしっかりしていると思います。また、畑としておりますがほとんど耕作されていない状態であり、特に問題はないと判断いたしました。ご審議方よろしく申し上げます。

議 長 ただ今、議案第 2 号の 1 番について説明がありました。  
これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。  
《なしの声あり》

議 長 ないようでしたら、本案について許可することにご異議ございませんか。  
《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。  
よって、議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」の 1 番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に議案第 3 号「農地利用集積計画の決定について」を議題といたします。  
事務局より説明を求めます。

事務局 それでは議案第 3 号「農用地利用集積計画の決定について」農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による決定を市長より求められたので、その可否について提案する。となっています。19 頁は農地利用集積計画集計表です。合意解約 2 件・3 筆・4, 851 m<sup>2</sup>、「使用貸借権・賃貸借権設定」（県公社借入分）「10 年」のもの 1 件・7 筆・4, 600 m<sup>2</sup>の表が対象となっています。

20 頁は合意解約 2 件・3 筆・畑・4, 851 m<sup>2</sup>。中間管理機構へ移行するため解約する。となっています。21 頁は県公社借入「10 年」のもの「使用貸借」1 件・7 筆・畑・4, 600 m<sup>2</sup>となっています。農業経営基盤強化法第 18 条第 3 項の要件を満たしていると考えます。事務局からの説明は以上です。

議 長 ただ今、議案第 3 号について説明がありました。  
これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。  
《なしの声あり》

議 長 ないようでしたら、本案について許可することにご異議ございませんか。



これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

《なしの声あり》

議長 ないようでしたら、本案について決定することにご異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議長 「異議なし」と認めます。

よって、議案第4号「農地中間管理事業における農地利用配分計画（案）に関する意見について」につきましては、原案どおり配分することで「意見なし」といたします。

議長 次に議案第5号「非農地通知の対象とするものの決定について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは議案第5号「非農地通知の対象とするものの決定について」を説明いたします。今回は11筆、7,533㎡について、審議を頂きたいと思います。所有者の方は1件の方になっています。住所や所有者の詳細につきましては議案書記載のとおりです。

今回の申請につきまして、資料は26頁から42頁です。所有者は西彼町亀浦郷の方です。26頁に位置図、27から29頁に付近近況図、30から34頁に字図、35から39頁に航空写真を添付しています。それぞれの資料で、黄色に塗った部分・赤枠で囲んだ部分が申請地となっています。現場のほうですが、雑木が茂っておりまして、現場を見る限りでは特に支障はないという判断をいたしました。40頁から41頁が対象地の現況写真です。申請地7番、8番につきましては現地に到達できませんでしたので遠景の写真をつけています。状況は37頁の航空写真で確認をお願いします。

対象地は農業者年金、贈与税、不動産取得税関係について本人聞取りと事務局で確認できる範囲において影響がない見込みです。

議長 それでは補足説明を担当委員をお願いします。  
まず1番から10番までをお願いします。

4番 申請者は25年ほど前に親御さんが亡くなられてから耕作はしておりません。1番から4番までですが周囲も全て山林化しておりまして農地として復元することはほぼ不可能な状態であります。次に5番、6番ですがここについても同様で、周囲も山林化しております。それから7番と8番ですがこれも山林化しており現地までたどり着くことすら出来ないような状況でありました。遠目から確認いたしました。次に9番と10番ですが、申請者の豚舎の近くで、9番は山林化、1

0番は県道の法面で農地として利用は出来ない状態でありました。

11番は白似田地区ですが、現地までは行けない状態で手前から確認しました。周囲も全て山林化状態でありました。全ての申請地について確認しましたが、非農地通知の対象とすることに何ら問題はないと判断いたしました。

議長 　ただ今、議案第5号の1番から11番までについて説明がありました。これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

《なしの声あり》

議長 　ないようでしたら、本案について決定することにご異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議長 　「異議なし」と認めます。

よって、議案第5号「非農地通知の対象とするものの決定について」につきましては、非農地通知の対象とすることに決定いたします。

議長 　次に報告事項に入ります。事務局よりお願いします。

事務局 　それでは資料は43ページをお願いします。平成29年1月受付農地改良届出に係る工期の延長届について説明をいたします。「1番」の工事期間の変更となっています。申請地は登記地目が「畑」となっています。利用状況は荒地となっており、平成18年3月1日から平成29年2月28日までの工事期間の届出について平成32年2月28日まで3年間工期を延長するというものです。公共工事等の大幅な減少等により当初計画の残土等が集まらず工期の延長により改良工事を完成させたい。というものです。

申請地は所在が大瀬戸町瀬戸下山郷■■■■畑、地積・6,023㎡の工期延長の届出となっています。申請者の住所・氏名・申請事由については議案書記載のとおりです。関係資料は44頁から46頁までで、44頁に位置図、45頁に付近近況図、46頁に現況写真を添付しています。事務局からの報告説明は以上です。

議長 　ただ今事務局から説明がありました。何か意見等ありませんか。

ないようでしたら、ただ今報告説明があったとおり届出について承認することといたします。

議長 　以上をもちまして本日の議案審議ならびに報告事項は全て終了いたしました。

皆さんのほうから何かありませんか。

議 長 以上をもちまして本日の議案審議ならびに報告事項は全て終了いたしました。  
皆さんのほうから何かありませんか。

議 長 ないようでしたら次回の総会日程を決定したいと思います。

次回総会は

日時 平成29年2月27日(月) 午後2時00分から

場所 大瀬戸コミュニティセンター

これをもちまして西海市農業委員会第1回総会を閉会いたします。  
お様でした。

平成 2 9 年 1 月 2 6 日

農業委員会 会長

議事録 署名人

議事録 署名人